

第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

I 基本的な考え方

三鷹市で昭和46年に初めてコミュニティ行政が提唱されてから、30年が経過しました。本格的な複合施設としてのコミュニティ・センターの建設と、住民協議会による自主管理方式導入への取り組みは、4半世紀を超えて大きく開花しています。コミュニティ・センターを活動拠点とした地域福祉や環境・防災などのまちづくりへの取り組みは、市の施策展開においても不可欠なものになっています。また、コミュニティ・カルテやまちづくりプラン作成の実践と経験は、その後の、ワークショップ方式による公園整備や学校建設のプランづくり、基本構想・第3次基本計画策定における「みたか市民プラン21会議」による「白紙からの市民参加」方式の開発・導入及び無作為抽出の市民による討議会形式「まちづくりディスカッション」という新たな市民参加の手法の導入に結びついています。

また、平成15年にNPO等市民活動支援のために開設した市民協働センターは、市民・NPO・

市民活動団体・住民協議会などの活動や交流を支援するサポート機能だけでなく、協働を推進する機能を有し、企画運営委員会の調査・検討の結果を受けて協働運営へ移行するなどその機能を発揮してきました。さらに、NPO法人の活動を支援するため金融機関との連携による助成制度の導入や、町会・自治会等地域自治組織の活性化のための助成制度も創設しました。

平成18年4月には、協働のまちづくりを掲げた自治基本条例が施行されました。今後も市民、NPO、事業者等の多様な主体が相互に連携・協力し、まちづくりや公共サービス提供の担い手となる協働のまちづくりを一層推進するために、市は、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、開かれた参加と意思形成が図られるよう、「場」や「機会」の創出など必要な環境整備や支援を進めるとともに、協働のまちづくりを推進するための自治基盤の整備や推進体制の確立を進めていきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
コミュニティ・センター・地区公会堂の利用者数	893,718人	913,138人	873,661人	920,000人

コミュニティ・センター・地区公会堂の利用者数は、コミュニティ施設の活用度や住民協議会や町会・自治会活動の活性化度を示す指標です。平成15年度は、91万人以上の利用者がありましたが、平成18年度は、コミュニティ・センターの大規模な改修工事の影響もあり、利用者数が減少しました。今後、コミュニティ・センターや地区公会堂の計画的な保全・活用を図るとともに、住民協議会や町会・自治会等の活動への支援により、コミュニティ施設の利用者数を増やします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
ボランティアセンターや市民協働センターを利用する市民の数	17,502人	22,385人	58,228人	60,000人

ボランティアセンターや市民協働センターの利用者数は、市民活動の活性化、市民活動支援施設の利用度を示す指標です。市民協働センターは平成15年に開館しましたが、年々利用者数が増え、平成18年度には40,463人（施設稼働率98%）もの利用者があり、大変好評を得ています。今後も、ボランティアセンターや市民協働センターの活用を図るなど、NPO等市民活動団体への支援策の推進により、市民活動の活性化を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
市内のNPO認定団体の数	10団体	35団体	61団体	増加

市内のNPO認定団体の数は、NPO等市民活動団体の活動状況を示す指標です。市民協働センターを中心として法人格の取得を希望する市民活動団体への支援等を行いながら、多様なNPO等市民活動団体の活動をサポートし、協働のまちづくりを推進します。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 市民参加の推進 やNPO等市民 活動支援のあり 方の検討	(1)市民参加の推進やNPO等市民活動支援のあり方の検討	新・拡 ①市民参加の推進やNPO等市民活動支援のあり方の検討
	2 コミュニティ活動の展開	<p>(1)コミュニティ施設の保全・活用</p> <p>主要 ①コミュニティ・センターの防災拠点化の推進 （「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照）</p> <p>新・拡 ②コミュニティ・センター、地区公会堂の保全・活用</p> <p>(2)コミュニティ活動の新たな展開に向けた取り組み</p> <p>主要 ①コミュニティ活動の新たな展開に向けた活動の支援</p> <p>②コミュニティ・センター図書室の効率的な運用</p> <p>③住民協議会の活動充実</p> <p>④住民協議会と地域のNPO等とのネットワークづくりへの支援</p> <p>(3)住民協議会事務局職員体制の強化に向けた協力</p> <p>新・拡 ①住民協議会事務局職員の人事任用制度見直しの検討</p>
3 協働型まちづくりの推進	(1)多様な市民参加の推進	①ICTを活用した市民参加の促進 ②素案策定前からの市民参加の推進 ③「実験参加方式」の推進
	(2)ワークショップ型市民参加の推進	①ワークショップによる市民参加方式の推進
	(3)公共施設等における市民管理方式の推進	①公園や道路の管理などにおける市民管理方式の推進
	(4)NPO活動・コミュニティビジネスの支援	新・拡 ①NPO活動・コミュニティビジネスの支援 （「第2部-第3 都市型産業の育成」参照） <p>新・拡 ②NPO等に対する市業務の委託・移転の推進</p>
	(5)三鷹ネットワーク大学との協働の推進	主要 ①三鷹ネットワーク大学との協働の推進 （「第7部-第1 生涯学習の推進」参照）
	(6)NPO等市民活動支援の拠点の運営	主要 ①市民協働センターの運営
	(7)NPO等市民活動への財政的支援策の充実	主要 ①NPO等市民活動助成制度の拡充の検討
	(8)関係機関との連携の強化	主要 ①地域再生計画（「科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト」）の推進 <p>主要 ②知的資源の活用の推進</p>
4 推進体制の整備	(1)まちづくり総合研究所事業の推進	新・拡 ①まちづくり総合研究所事業の推進
	(2)行政施策の地域化の推進	①コミュニティ住区を基礎にした、行政施策の推進

主要：主要事業

新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 2-(2)-① コミュニティ活動の新たな展開に向けた活動の支援

コミュニティのさらなる活性化をめざし、これまでの住民協議会の活動を踏まえ、町会・自治会等地域自治組織の活動の活性化を支援し、安全安心や地域ケアなどの取り組みや住民協議会・市民協働センターの活動等との連携を推進していきます。また、転入者に対しても、コミュニティ活動に関する情報提供に努めるなど、より多くの市民が地域に根ざした活動に新たに参加していけるよう支援します。

（市・市民・関係団体・NPO等）

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
コミュニティ活動の新たな展開に向けた活動の支援	支援	検討	支援			

3-(6)-① 市民協働センターの運営

三鷹市市民協働センターは、市民・NPO・市民活動団体・住民協議会などの活動や交流を支援するとともに、これからの市民と行政との新しい協働のあり方を考え、協働によるまちづくりを推進する施設として平成15年に開設しました。市民協働センターは、市民活動を支援するサポート機能のほか行政・市民・NPO等との協働を推進する機能などを併せ持っています。

市民協働センターの運営については、企画運営委員会で運営体制や支援策など同センターの機能について調査・検討を進めた結果、平成19年度に事務局に市民スタッフを配置するなどの協働運営方式へ移行しました。今後は、協働運営の充実を図るとともに、市内の協働ネットワークの拠点としての機能を十分発揮するため、現状と課題について検討を進めながら、協働のまちづくりの実現をめざして取り組みを進めていきます。

(市・市民・関係団体・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市民協働センターの運営	市民協働センターの協働運営の実施・拡充	運営体制の検討				協働運営体制の実施・拡充

3-(7)-① NPO等市民活動助成制度の拡充の検討

NPO法人の活動を支援するために、金融機関と連携した助成を継続して行うとともに、NPO等市民活動の支援を拡充する総合的な財政的支援策のあり方について検討を行います。

(市・市民・関係団体・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
NPO等市民活動助成制度の拡充の検討	NPO等市民活動助成制度の拡充の検討	検討				NPO等市民活動助成制度の拡充の検討

3-(8)-① 地域再生計画(注1)〔「科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト」〕の推進

国立天文台を中心とした教育・研究機関や三鷹ネットワーク大学と連携し、地域再生計画「科学技術と科学文化を活かしたまちづくり・ひとづくりプロジェクト」を推進することにより、科学技術を産業に活かせる人財の育成や科学文化の普及啓発のための人財育成などを図ります。

(市・関係機関・関係団体)

(注1) 地域再生計画：地域再生法に基づき地域の経済活性化や人財育成などを図ることを目的として意欲のある自治体が構想を立案し、国の認定と支援を得て取り組みを行う制度のこと。

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地域再生計画の推進	推進		推進			

3-(8)-② 知的資源の活用の推進

今後も、さらなる民学産公の連携・協働によるまちづくりを推進していくため、市内・近隣の大学・研究機関及び企業を始めとする多様な主体が所有する知的資源等の地域開放について、ハード(体育施設・文化施設など)、ソフト(講座の開設・共同研究など)両面での活用策を探り、新たな事業展開の可能性を検討していきます。

(市・関係機関・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 推進	20	21	22
知的資源の活用	推進	推進	→			

V 新規・拡充事業の内容

■ 1-(1)-① 市民参加の推進やNPO等市民活動支援のあり方の検討

市民協働センターの協働運営のさらなる充実を図るとともに、市民参加の推進やNPO等市民活動支援のあり方について検討を行います。

(市・市民・関係団体・学識者・NPO等)

■ 2-(1)-② コミュニティ・センター、地区公会堂の保全・活用

コミュニティ・センターについては、耐震補強やバリアフリーなどの観点から計画的な改修を行い、より利用しやすい施設となるよう、保全・活用を図ります。地区公会堂についても、これまでの整備状況を踏まえ、バリアフリーなどの観点から改修等の保全・活用を図るとともに、さらなる整備の可能性も探っていきます。

(市)

■ 2-(3)-① 住民協議会事務局職員の人事任用制度見直しの検討

住民協議会事務局職員の処遇については、住民協議会と市が協議をしながら改善を進めてきました。今後も事務局職員の人事任用制度や、事務局職員の研修の充実などの事務局体制の強化について、住民協議会と市が連携を図りながら見直しに向けた検討を行います。

(市・関係団体)

■ 3-(4)-② NPO等に対する市業務の委託・移転の推進

近年、NPO等がビジネスとしての事業活動を行う、いわば、「ボランティアと企業の間領域に位置するもの」として「コミュニティ・ビジネス」が注目されています。市民主体の地域密着型ビジネスとしてのコミュニティ・ビジネスを支援するため、NPO等への市業務の委託・移転の推進や、情報提供等の支援のあり方について検討を行います。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

■ 4-(1)-① まちづくり総合研究所事業の推進

三鷹ネットワーク大学が運営するまちづくり総合研究所事業を支援し連携を図ることにより、民学産公の協働による調査研究事業を推進します。まちづくり総合研究所事業では、新たな政策課題の調査研究等を行うとともに、市職員の人財育成を主とした研究会・講座等の企画実施を行うなど、市のまちづくりにおける調査研究や人財育成の充実強化を図ります。

(市・市民・関係団体・民間・学識者・NPO等)

第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

I 基本的な考え方

平成18年4月、市の最高規範である自治基本条例が施行され、あわせてパブリックコメント手続条例と市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例が施行されました。新たな自治の仕組みの運用がスタートし、市民自治による協働のまちづくりが着実に進められています。一方、国では平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、第2期分権改革が始まることとなりました。市がこれまで「三位一体の改革」に関する意見を国や東京都に提出してきたように、めざすべき「分権社会」のあり方を示すためには、市の立場から国等に対して積極的な問題提起を行うことが必要です。これらの状況を踏まえ、市では自治基本条例に掲げた「市町村優先の原則」に基づき、市民に一番身近な基礎自治体として、国等との適切な政府間関係の確立を図るとともに、地域主権の確立に向けて積極的な取り組みを進めていきます。

また、行政を取り巻く環境は、社会経済状況の複雑化にともない大きく変化しています。行政サービスに対するニーズは多岐にわたる分野で高まり、あわせて質の向上も求められています。これまでも市は、平成17年3月に策定した「行財政改革アクションプラン2010」の最重点課題である「行政サービスの質の確保と効率的な運営」として、公設民営方式の保育園運営や自校方式による学校給食調理業務の委託化に着手する等、積極的な取り組みを進めてきました。今後も行政、事業者、NPO等との間の適切な役割分担による、連携したパートナーシップの確立を図るとともに、

限られた経営資源を最大限活かすため、「選択と集中」による施策の一層の重点化を図りながら市民サービスの質を確保します。

また、引き続き市民ニーズの把握に努め、さらなる行政サービスの拡充を図ります。加えて、質の高い行政サービスを提供するためには、人財の育成が必要です。市はこれまでも「人財育成基本方針」に基づき、継続的な検証・改善を行いながら人事任用制度の信頼性を高めるとともに、職員研修及び適材適所の人事異動を実施してきました。今後とも職員のモチベーションの向上、組織力向上及び組織の活性化を図るとともに、計画的・効果的な職員採用によって人財を確保し、市政推進の原動力となる人財の育成を推進します。

さらに、都市として一定の「成熟期」を迎えた三鷹市においては、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」が必要になっています。今後は公共施設の計画的な維持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント（注1）」の確立に向けて取り組みます。

（注1）ファシリティ・マネジメント：企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
職員定数見直し数	—	92人 (平成16年4月1日 に120人を達成)	153人	210人

行財政改革の推進における職員定数見直し状況を示す指標です。平成16年度当初に、平成17年度目標の120人を達成しましたが、「行財政改革アクションプラン2010」に基づき、引き続き着実な行財政改革の推進を図ります。今後とも、より簡素で効率的な行政運営や時代の変化に即応しうる柔軟な市政を実現するため、国の集中改革プランも踏まえ、市民サービスの向上を図りながら職員の適正配置に取り組んでいきます。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
経常収支比率	87.8%	86.8%	86.5%	概ね80%台を維持
公債費比率	9.2%	9.9%	9.8%	概ね12%を超えないこと
実質公債費比率 ()の数値は準公債費比率	(12.7%)	(13.0%)	12.9%	概ね16%を超えないこと
人件費比率	24.3%	21.5%	20.0%	概ね24%を超えないこと

「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底等を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 計画の整備と推進	(1)「行財政改革アクションプラン2010」の推進	主要 ①「行財政改革アクションプラン2010」の推進
2 都市自治の確立	(1)国・都等との適切な政府間関係の確立	①国・都等との適切な政府間関係の確立
	(2)自治立法権・自治解釈権の活用	①まちづくりの推進に必要な条例の整備 ②政策法務の推進
	(3)自治基本条例の普及・啓発	主要 ①自治基本条例の普及・啓発
	(4)行政の率先的な行動	主要 ①男女平等や環境保全等における行政の率先行動 (「第1部-第3 男女平等社会の実現」「第4部-第1 1 環境保全」参照)
	(5)選挙管理の充実	①期日前投票環境の向上 ②開票事務の短縮化 ③意識啓発の強化 ④ICT等の活用による執行体制の強化
	(6)市制施行60周年記念事業の実施	主要 ①市制施行60周年記念事業の実施
	(7)広域的都市連携の強化	新 ①施設の共同利用等の連携の強化 ②施設の共同建設 ③行政サービスの相互乗り入れの推進 ④広域連合、合併の研究 ⑤友好市町村等交流の推進
3 自治体経営の確立	(1)総合的な行政評価の推進	主要 ①総合的な行政評価の推進
	(2)人財の育成と活性化	主要 ①人財育成システムの検証・改善 主要 ②人事任用制度の検証・改善
	(3)行政組織の簡素化、効率化、分権化の推進	主要 ①組織、職員定数の見直し
		主要 ②事務分掌、専決規程の見直し
		主要 ③戦略的評価・予算編成の推進
	(4)効率的な自治体の実現と財政の健全性の維持	①財務会計システムの運用
		②事務事業の見直し
		③経常経費の節減とコスト意識の徹底
		④市全体のバランスシート、行政コスト計算書等の公開
		⑤財政の健全性の維持
(5)民間活力の導入とセーフティネットの確立	主要 ①市業務の民営化・委託化の一層の推進	
	新 ②窓口サービスの民間委託の拡大の検討	
	新 ③学校給食調理業務の委託化の推進	
	新 ④安定した市民生活を保障する仕組みの確立	
	新 ⑤市民保養所箱根みたか荘の利用者拡大と効率的な運営	
	⑥NPOの参入の推進	
	⑦(株)まちづくり三鷹の活用	
	⑧PFI方式等の導入の検討	

3 自治体経営の確立	(6)行政手続の電子化の促進	主要 ①行政手続の電子化の促進 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
	(7)市民満足度向上のための行政サービスの確立	主要 ①総合窓口サービスの拡充
		主要 ②協働コールセンターの検討・設置 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
		新・拡 ③三鷹駅前市政窓口の機能の拡充
		新・拡 ④市税等の納付機会の拡大
		新・拡 ⑤コンビニエンスストアにおける行政サービスの拡大の検討
	新・拡 ⑥住民基本台帳カードの活用の検討	
	新・拡 ⑦届出及び証明書交付等における本人確認の強化	
新・拡 ⑧窓口サービス等における市民満足度向上に向けた取り組み		
(8)ファシリティ・マネジメントの推進	主要 ①ファシリティ・マネジメントの推進	
	主要 ②市民センター周辺地区整備構想の検討	
	主要 ③公共施設等の計画的なリニューアルの推進	
4 透明で公正な行政の確立	(1)積極的な情報公開・情報提供等の推進	新・拡 ①パブリックコメントの推進
		新・拡 ②市民会議・審議会等の会議の公開の制度の推進
		新・拡 ③公益通報制度の活用
		新・拡 ④広報紙、ホームページ等による情報提供の充実
		新・拡 ⑤市のホームページの情報バリアフリー化 (「第2部-第1 情報環境の整備」参照)
		⑥「自治体経営白書」の発行・充実
		⑦インターネット、CATVなどの活用
		⑧「情報共有」をめざした情報公開・情報提供の推進
	(2)公聴・オンブズマン・監査機能の拡充	①市民相談の充実
		②総合オンブズマン制度の充実
(3)契約制度の見直し・改善	新・拡 ①入札制度の改善	
	②随意契約業務の見直し	
	③電子調達の拡充	

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① 「行財政改革アクションプラン2010」の推進

自治体経営・行政サービスの質の向上をめざすとともに、民営化・委託化を一層推進し、協働領域の拡大を進める中で、創造的な自治体運営を進めるため、「行財政改革アクションプラン2010」に基づき、行財政改革と第二次分権改革を踏まえた地方分権の推進をめざします。また、アクションプラン終期において、「新アクションプラン策定方針」を定め、先行的な取り組みを進めます。

(市・市民・民間・学識者・NPO等)

計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後期			
		19	20	21	22
「行財政改革アクションプラン2010」の推進	策定、推進	推進	→		

■ 2-(3)-① 自治基本条例の普及・啓発

自治基本条例の普及・啓発を図るとともに、パブリックコメント制度、市民会議・審議会等の会議の公開の制度及び住民投票制度など、同条例に基づき創設された制度により自治の推進を図ります。

(市・市民・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
自治基本条例の普及・啓発	普及・啓発	条例制定 普及・啓発	普及・啓発			

2-(6)-① 市制施行60周年記念事業の実施

市制施行60周年を迎えるにあたり、これまでの三鷹市のあゆみについて評価・検証するとともに、今後のまちづくりのあり方等について展望する記念事業を実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市制施行60周年記念事業の実施	実施			検討準備		実施

3-(1)-① 総合的な行政評価の推進

戦略的かつ効率的な行政運営及び市民満足度の向上を図るため、総合的な行政評価を推進します。事業評価制度を予算編成に反映させて連携を図るとともに、引き続き基本計画の主要事業等の結果や成果の評価を行い、「自治体経営白書」の充実等により評価に関する情報提供を積極的に推進します。また、組織評価・人事評価との連動による内部マネジメントシステムの充実に向けた検討を進めます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
総合的な行政評価の推進	推進	推進	推進			

3-(2)-① 人財育成システムの検証・改善

3-(2)-② 人事任用制度の検証・改善

平成13年度以降の人事任用制度の運用実績と、職員意識調査を踏まえ、平成15年度に策定した「人財育成基本方針」に基づき、平成16年度に見直しを行った人事任用制度により、キャリア開発の視点から職員の公平公正な評価と能力開発を効果的に推進していきます。また、職員の能力開発と能力の職務への効果的なフィードバックを図るため、三鷹ネットワーク大学のまちづくり総合研究所事業等と連携しながら、戦略的な能力開発及びキャリア開発を行い、人財育成を進めていきます。これらの取り組みにより、人財育成のための制度の検証とこれに基づく制度の改善を継続的に実施し、職員の能力開発と能力発揮の成果が適正に評価され、人事異動によるキャリア開発と、昇任昇格、給与といった処遇に反映する仕組みを構築し、市政推進の原動力となる「人財」の育成を図ります。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
人財育成システムの検証・改善	人財育成システムの充実	見直し、推進	検証・改善			

3-(3)-① 組織、職員定数の見直し

3-(3)-② 事務分掌、専決規程の見直し

3-(3)-③ 戦略的評価・予算編成の推進

職員の適正配置の明確化を図りながら、行財政改革アクションプラン2010や国の集中改革プランを踏まえた職員定数の見直しを推進します。また、職務分析を行い、正職員、嘱託職員、臨時職員等の役割分担の明確化を図るとともに、事務の効率化や外部委託、ワークシェアリングの可能性を検討します。さらに、将来的な職員構成を視野に入れた職員採用を計画的に行います。あわせて、事務分掌や専決規程を見直すとともに、各部による自主的な予算編成をさらに推進するなど、各部課の権限と責任の拡大を図る「庁内分権」を推進します。特に予算編成については、行政評価との連動や、インセンティブ手法を導入した「創造的予算編成方式」に取り組むなど、さらに「選択と集中」を進めるための戦略的な仕組みを推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
職員定数の見直し	職員定数の見直しの 実施(210人)	153人の見直し の実施	19 実施			
戦略的評価・予算編成の推進	戦略的評価・予算編成の推進	創造的予算編成 の推進	推進			

3-(5)-① 市業務の民営化・委託化の一層の推進

「行財政改革アクションプラン2010」に基づき、コストを抑えながらも質の高い公共サービスの提供を図るために、ABC分析の手法なども活用しながら、市業務の民営化・委託化の一層の推進を図ります。民営化・委託化の推進にあたっては、行政、事業者、NPO等との間の適切な役割分担による、連携したパートナーシップの確立を図るとともに、サービスの質の確保と評価・改善に向けた仕組みの構築を図ります。

具体的な民営化・委託化の取り組みとしては、学校給食の質の充実と自校方式による給食調理業務の委託化を順次実施するとともに、引き続き市立保育園の質の確保と効率的な運営を検討していきます。また、制度改革に伴い導入した指定管理者制度の活用により、市民サービスの向上を図ります。

(市・市民・民間・学識者・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市業務の民営化・委託化の一層の推進	市業務の民営化・ 委託化の一層の推進	公設民営保育園 の設置(4園)、学 校給食調理業務 の委託化着手等	19 推進			

3-(7)-① 総合窓口サービスの拡充

本庁市民課で現在行われている総合窓口サービスの機能を強化し、住民異動等にもなう各種届出及び証明発行の総合化を進めます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
総合窓口サービスの拡充	推進、拡充	推進	19 推進・拡充			

3-(8)-① ファシリティ・マネジメント(注1)の推進

既存の公共施設の維持管理全般について、コストを抑えつつ効果的な保全整備の実施による長寿命化を図るため、「ファシリティ・マネジメントの推進に関する基本的方向」を策定し、公共施設の一元管理のための組織整備のほか、公共施設維持・保全計画やデータベースシステムの構築に向けた取り組みを進めます。また、公共施設の再配置や見直し及び市有地の売却・有効活用についても検討を進め、「都市再生に向けたビジョン」として今後の公共施設の再配置等のあり方に関する基本方針を策定します。さらに、学校及び市民センター等の防災拠点施設や耐震改修促進法で対象施設とされる公共施設を中心に耐震診断等を進め、計画的な耐震改修や整備を進めます。

(市・関係団体・民間)

(注1) ファシリティ・マネジメント：企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
ファシリティ・マネジメントの推進	推進	推進	19 推進			

3-(8)-② 市民センター周辺地区整備構想の検討

市民センター内における公共施設の整備・再配置について、ふじみ衛生組合が整備する新ごみ処理施設等の整備計画とも連携を図りながら、市民センター周辺の整備構想の検討を進めます。その際、スポーツや健康づくり機能、生涯学習機能等の施設整備の可能性についても、PFI等による民間資金・民間活力の導入の手法と合わせて検討を行います。あわせて、当該構想に関連する公共施設の再配置、既存の公共施設の整備計画の見直し及び市有地の売却・有効活用の検討を行います。また、東京多摩青果株式会社において処分等が検討されている三鷹市場跡地については、今後の利活用について協議を進めるとともに、当面、事務所やイベントスペースなどとして暫定利用を図ります。

(市・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
市民センター周辺地区整備構想の検討	調査・研究	調査・研究	調査・研究			

V 新規・拡充事業の内容

2-(7)-① 施設の共同利用等の連携の強化

近隣市等の他の自治体との連携を強化し、文化・スポーツ施設等をはじめ公共施設の共同利用を拡大し、市民サービスの向上を図り、効果的で効率的な行政運営を進めます。

(市・関係団体)

3-(5)-② 窓口サービスの民間委託の拡大の検討

窓口サービスの民間委託については、三鷹駅前市政窓口で既に一部委託を実施していますが、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（通称、市場化テスト法）」の活用も含め、窓口サービスの民間委託の拡大について検討を進めます。

(市・関係団体・民間等)

3-(5)-③ 学校給食調理業務の委託化の推進

自校方式による安全でおいしい学校給食の一層の充実とさらなる効率的な運営を図るため、「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針」に基づき学校給食調理業務委託を実施し、効率化による削減効果を食育の推進、給食内容や安全・衛生管理の充実などに反映していきます。

(市・関係団体・民間等)

3-(5)-④ 安定した市民生活を保障する仕組みの確立

市の業務については、NPOや民間企業などに委託や移転を積極的に行い、民間の優れた技術やノウハウを活用します。また行政は、安定した市民生活を保障する仕組みの確立を図り、民間事業者のサービスのチェックや情報収集を図るとともに、民間事業者との協働・連携体制の確立を図ります。あわせて、国レベルの制度改正等による市民生活への影響を最小限とするために、国・都へ積極的な問題提起を行うとともに、市民が安心して生活していくための環境整備に努めます。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

3-(5)-⑤ 市民保養所箱根みたか荘の利用者拡大と効率的な運営

箱根みたか荘の管理運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入し、サービスの向上と管理運営の効率化を図りました。今後さらなる改善に努め、利用者拡大に取り組みながら効率的な運営を推進します。

(市・関係団体・民間等)

■ 3-(7)-③ 三鷹駅前市政窓口の機能の拡充

三鷹駅前市政窓口を平成17年度に三鷹駅前協同ビルへ三鷹駅前市政窓口として移転し、取り扱い業務を拡充するとともに毎月第2・3・4日曜日のオープンを実施しました。今後は福祉に関する相談のニーズが高いことから、福祉総合相談窓口との連携を検討し、引き続きワンストップサービスの推進と市民の利便性の向上を図ります。

(市)

■ 3-(7)-④ 市税等の納付機会の拡大

コンビニエンスストアにおける市税収納事務委託を、軽自動車税のほか市民税や固定資産税に拡大するとともに、マルチペイメントネットワークの活用を実施します。また、他の業務への拡大を検討するとともに、クレジット収納等さらなる納付機会の拡大を検討し、市民の利便性の向上を図ります。

(市・民間)

■ 3-(7)-⑤ コンビニエンスストアにおける行政サービスの拡大の検討

コンビニエンスストアにおいて、既に実施している各種税の収納業務に加え、本人確認や個人情報の保護を適切に行いながら、行政サービスの拡大について検討を行います。

(市・民間)

■ 3-(7)-⑥ 住民基本台帳カード活用の検討

住民基本台帳カードを使った市の行政サービス拡充を図るため、自動交付機を使った証明書交付や施設利用申し込み、図書貸し出し、事業参加申し込みなどの方策の実現可能性について検討を進めます。

(市・国)

■ 3-(7)-⑦ 届出及び証明書交付等における本人確認の強化

平成19年3月に施行した「住民基本台帳に関する条例」に基づき、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に実施するとともに、類似の届出及び証明書交付等においても本人確認の強化を図ります。

(市)

■ 4-(1)-① パブリックコメントの推進

■ 4-(1)-② 市民会議・審議会等の会議の公開の制度の推進

■ 4-(1)-③ 公益通報制度の活用

自治基本条例の施行によって始まった新たな自治の仕組みの定着を図り、自治の推進を図ります。

(市・市民)

■ 4-(1)-④ 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

広報紙や市民便利帳の内容を充実するとともに、三鷹市長のメールマガジンの発行を継続します。また、地域・生活情報の提供ツールとしての市民ニーズの高まりに応え、市民がよりスムーズに求める情報にたどりつけるよう、ホームページのリニューアルに取り組みます。

さらに、グラフ誌を出版社と協力して発行し、三鷹の魅力を全国に向けて発信します。

(市・民間)

■ 4-(3)-① 入札制度の改善

引き続き入札制度の改善を進めるとともに、電子調達等の拡充により入札・契約事務の透明性・客観性、競争性の一層の向上とコスト縮減、事務の効率化を図ります。

(市)